

埼玉県地域強靱化計画策定専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画（以下「地域強靱化計画」という。）」の策定に当たり、専門的な見地から幅広く助言を受けるため、「埼玉県地域強靱化計画策定専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域強靱化計画の策定に関すること。
- (2) その他、地域強靱化計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 議長は、会議の会務を総括する。

3 議長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 議長に事故があるときは、副委員長が議長の職務を代理する。

5 委員は、自ら会議に出席できないときは、自ら指名する者を代わりに出席させることができる。

(オブザーバー)

第5条 委員会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、危機管理防災部危機管理課において処理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、平成29年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

この要綱は、平成28年9月5日から施行する。